

1月から3月開催予定の 行事の中止について

新しい年を迎えましたが、新型コロナウイルスの感染者数の全国的な拡大は、国の緊急事態宣言が発出されるなど予断を許さない状況であり、一人ひとりに慎重な行動が求められていることから、大変残念ですが、当センターの行事として例年2～3月に開催しておりました次の行事を、今年度は中止することとしました。

- ①屋外作業意見交換会（例年2月下旬に開催）
- ②地域班懇談会（例年2月下旬～3月初旬に開催）

会員の皆さんにおかれても、日々、気の抜けない状況が続いていることと思いますが、いわゆる3つの密とされる①換気の悪い密閉空間 ②多数の集まる密集場所 ③間近で会話や発声する密接場所 に十分留意するとともに、引き続き、感染症対策の基本であるマスクの着用・手洗い・うがいなどの慣行に努めましょう。

(厚生労働省 HP より)



(首相官邸 HP より)



「親切・丁寧」な仕事を心がけましょう



会員の皆さんは、日ごろからお客様と連絡や打ち合わせなどをしながら、お仕事をされていることと思いますが、お客様から次のような苦情が寄せられています。

- ・近いうちに来ると言っていたが、1週間以上たっても連絡がない。
- ・約束では、9時に来ることになっているが、10時を過ぎても来ない。
- ・急に訪問し、挨拶もなく突然仕事を始めた。
- ・打ち合わせでは作業することになっていた個所が作業されていない。
- ・いつ始めたのか、いつ終わったのか、わからない。

◎仕事を依頼された時には、次のことを守ってください！

■初めてのお客様の場合には

- 日時の指定がない場合は、速やかに連絡し打ち合わせの日時を決める。
- 現場でお客様と会い、次の点などについて打ち合わせる。
 - ・除草箇所、危険な物や場所、隠れている配管などがいないか。
 - ・樹木の剪定方法
 - ・清掃箇所や使用する道具、洗剤 等



※お客様の気持ちに寄り添った仕事を心がけ、難しい場合は事務局に相談してください。

■従来からのお客様の場合には

- 訪問する日時について電話で打ち合わせる。
- すぐに訪問できない場合でも、まず電話をし、日時が決まったら、改めて電話をする。
- いつも行っている現場でも、作業前に必ず事前の打ち合わせを行う。

■仕事の当日は

- 約束した時間に遅れる時は、必ず電話する。
- 現場にお客様がいる時は、作業前後に必ず挨拶をする。
- 作業中に異常を見つけた時は、すぐにお客様に伝える。

■その日の仕事が終わったら

- 就業報告書に時間などを記載する。
- お客様に作業現場を確認していただき、就業報告書にサインをもらう。
(同月内に続きがある時は、会員控えとお客様控えの摘要欄に記入)
- 現場で異常を見つけた時は、すぐに事務局に連絡する。
- 次の訪問がある場合は、日時の打ち合わせをする。

対面で話すときは、 必ずマスクを着用！！

